

院内感染対策指針

初版

2024年（令和6年）2月

一般財団法人三友堂病院

三友堂介護医療院

目次

1.院内感染対策指針の目的	3
2.施設内感染対策に関する基本的な考え方	3
3.施設内感染対策に関する組織的対応	3
4.施設内感染対策に関する職員研修	4
5.施設内感染発生時の対応に関する基本方針	4
6.施設内感染発生時の対応に関する基本方針	4
7.入所者等への情報提供と説明に関する基本方針	4
8.当施設の院内感染対策指針の閲覧に関する基本方針	4
9.その他の施設内感染対策の推進のために必要な基本方針	4

三友堂介護医療院 院内感染対策指針

1. 院内感染対策指針の目的

この指針は、施設内感染の予防と再発防止、及び集団感染時の適切な対応など、三友堂介護医療院における施設内感染対策を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

※施設内感染の定義

施設内で療養されている入所者が、原疾患とは別に新たに罹患した感染症、または施設内に勤務する職員が施設内において罹患した感染症。

2. 施設内感染対策に関する基本的な考え方

当施設の施設内感染対策は、施設内においては感染症に罹患しやすい高齢者が存在していることを前提に、手厚いケアを行う際に必然的に起こりうる入所者・職員への感染症の伝播リスクを最小化するとの視点に立ち、全ての入所者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対処する「スタンダードプリコーション」の観点に基づいたケアを実践する。あわせて感染症経路別対策を実践する。また、施設内感染が発生した際には、その原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることが重要であり、施設内感染対策を全職員に周知徹底し、当施設における共通の課題として積極的かつ組織的に取り組みを行うものとする。

3. 施設内感染対策に関する組織的対応

施設内感染対策を実践する組織として以下を設置する。

(1) 院内感染対策委員会 (infection control committee:ICC)

- 1) 委員会は当施設で発生する感染症に関する組織的対策及び予防に関して必要な事項を協議するため、施設長を委員長とし、関係各部署の責任者及びその他の構成員からなる院内感染対策委員会を設置する。
- 2) 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。
- 3) 委員会は毎月1回定期的に開催し、次に掲げる審議事項を審議する。また、緊急時は臨時に委員会を開催する。
 - ①施設内感染の発生を未然に防止する予防対策に関すること。
 - ②施設内感染が発生した場合における緊急対策に関すること。
 - ③施設内感染に関連し、職員の健康管理に関すること。
 - ④施設内感染防止のために必要な職員教育・研修に関すること。
 - ⑤その他必要と認められる事項。

(2) 院内感染対策チーム (infection control team:ICT)

施設内感染等の発生、防止対策について迅速に起動することを目的とした実務的な組織として感染対策チームを置く。

4.施設内感染対策に関する職員研修

- 1) 施設内感染防止対策の基本的な考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- 2) 職員研修は、年2回全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- 3) 職員研修を行った場合、内容・日時・出席者及び評価の記録を保存する。

5.施設内感染発生時の対応に関する基本方針

- 1) 当施設の感染情報レポートから施設内検出菌を把握し、委員長に報告、委員長は報告に基づき、職員への情報共有を図るとともに、院内感染対策委員会で再確認等を行う。

6.施設内感染発生時の対応に関する基本方針

- 1) サーベランスを基に施設内感染のアウトブレイクあるいは異常発生をいち早く特定する。制圧のため初動体制を含め迅速な対応を行う。
- 2) アウトブレイクあるいは異常発生時は、感染管理担当者に連絡し、院内感染対策委員会・ICTで協力し、原因究明と対応に努める。
- 3) 報告が義務づけられている感染症が特定された場合には、速やかに保健所及び米沢市健康福祉課へ報告する。
- 4) 発生から終息までの経過報告を院内感染対策委員会に対し行う。
- 5) 上記のことを遅滞なく実施できるように院内感染対策マニュアルを作成する。
- 6) 院内感染対策委員会の判断により、面会の制限等が生じた場合は、迅速に処理する。

7.入所者等への情報提供と説明に関する基本方針

疾病の説明とともに、感染対策の基本についても説明して、理解を得たうえで協力を求める。

8.当施設の院内感染対策指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、入所者または家族の要望があればいつでも閲覧できる。また、広く入所者等へ当施設の感染対策に対する考え方を周知するために、本指針を当施設のホームページに掲載し公開する。

9.その他の施設内感染対策の推進のために必要な基本方針

職員は、院内感染対策マニュアルを遵守し、適切な手指衛生や個人防護具の使用などの標準予防策、経路別予防策等を実施するとともに、血液曝露防止策や予防接種・健康診断受診、個人防護具着用などを行い、職業感染防止に努める。

(附則)

この指針は、2024年(令和6年)2月1日より施行する。